

## 竜王町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業をいう。）において、骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者およびその者を雇用する事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「ドナー」という。）およびドナーを雇用する国内の事業者（国、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人を除く。以下「雇用事業者」という。）とする。

- (1) 骨髄等の提供が完了した日に本町に住所を有している者
- (2) 骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けている者
- (3) 他の地方公共団体、企業および団体が実施する奨励金、助成金等の交付を受けていない者

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院または医師等との面談（骨髄等の採取のための手術およびこれに関連した医学的処置によって生じた健康被害に係る医学的処置、手術およびその他の治療のための通院、入院または医師等との面談を除く。以下「通院等」という。）に要した日数1日につき2万円とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院（これに係る医師等との面談を含む。）
- (4) その他骨髄等の提供に必要な通院等であって、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認めるもの

2 雇用事業者に対する助成金の額は、ドナーが通院等するための有給休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）で定める休暇を除く。）を付与した日数1日につき1万円とし、1回の骨髄等の提供につき7万円を限度とする。ただし、ドナーが複数の雇用事業者の下で勤務するときは、勤務実態を考慮し、これらの雇用事業者間で本文の額の範囲で助成金を按分するものとする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとするドナーは、骨髄提供日が属する年度内に竜王町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことが確認できる書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院等を行った日が確認できる書類
- (3) 振込先の口座が確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする雇用事業者は、骨髄提供日が属する年度内に竜王町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) ドナーとの雇用契約および当該ドナーに有給休暇を付与したことが確認できる書類
- (2) 振込先の口座が確認できる書類

（不交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付しないことを決定したときは、竜王町骨髄等移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第12条に規定する実績報告は、同条ただし書の規定により第4条の交付申請によりなされたものとみなす。

（助成金の返還等）

第7条 町長は、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正な手段により助成を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、既に交付を受けた助成金の全部ま

たは一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対して、竜王町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。